

## 宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令

平成28年3月31日

宮城県警察本部訓令第16号

宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令を次のように定める。

宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮城県公安委員会審査請求手続規則（平成28年宮城県公安委員会規則第5号。以下「手続規則」という。）第27条の規定に基づき、宮城県公安委員会が行う審査請求の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(総代の互選の命令等)

第2条 手続規則第4条第1項に規定する総代の互選の命令の書面は、総代互選命令書（別記様式第1号又は別記様式第1号の2）とする。

2 手続規則第4条第2項に規定する総代の選任通知の書面は総代選出通知書（別記様式第2号）とし、解任通知の書面は総代解任通知書（別記様式第3号）とする。

(参加の許可の通知等)

第3条 手続規則第5条第1項に規定する参加の許可又は不許可の通知の書面は、審査請求参加許可（不許可）書（別記様式第4号）とする。

2 手続規則第5条第2項に規定する参加の要求の書面は、審査請求参加要求書（別記様式第5号又は別記様式第5号の2）とする。

3 手続規則第5条第3項に規定する利害関係人が新たに参加人となったときの通知の書面は審査請求参加通知書（別記様式第6号）とし、参加を取り下げたときの通知の書面は審査請求参加取下げ通知書（別記様式第7号）とする。

(補正の命令)

第4条 手続規則第6条に規定する補正の命令の書面は、補正命令書（別記様式第8号）とする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取等)

第5条 手続規則第7条第1項に規定する執行停止についての処分庁（宮城県公安委員会を除く。以下同じ。）の意見の聴取の書面は、執行停止に係る意見聴取書（別記様式第9号）とする。

2 手続規則第7条第2項に規定する執行停止をしたときの通知は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める書面で行うものとする。

(1) 審査請求人（申立てによる場合に限る。） 申立てによる執行停止決定書（別記様式第10号）

(2) 審査請求人（申立てによる場合を除く。） 職権による執行停止決定書（別記様式第11号）

(3) 参加人 参加人に対する執行停止決定通知書（別記様式第12号）

(4) 処分庁 処分庁に対する執行停止決定通知書（別記様式第13号）

3 手続規則第7条第2項に規定する執行停止をしないこととしたときの通知の書面は、審査請求人に対しては執行停止申立てに対する決定書（別記様式第14号）とし、参加人及び処分庁に対しては執行停止申立てに対する決定通知書（別記様式第

15号)とする。

(執行停止の取消しの通知)

第6条 手続規則第8条に規定する執行停止を取り消したときの通知の書面は、審査請求人に対しては執行停止取消書(別記様式第16号)とし、参加人及び処分庁に対しては執行停止取消通知書(別記様式第17号)とする。

(審査請求の取下げの通知等)

第7条 手続規則第9条に規定する審査請求の取下げの通知の書面は、審査請求取下通知書(別記様式第18号)とする。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求)

第8条 手続規則第10条に規定する処分庁等に対する弁明書の提出の要求の書面は、弁明書提出要求書(別記様式第19号又は別記様式第19号の2)とする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第9条 手続規則第11条に規定する反論書を提出すべき期間の通知の書面は反論書提出期限設定通知書(別記様式第20号又は別記様式第20号の2)とし、意見書を提出すべき期間の通知の書面は意見書提出期限設定通知書(別記様式第21号又は別記様式第21号の2)とする。

(口頭意見陳述の通知)

第10条 手続規則第12条第1項に規定する口頭意見陳述の期日等の指定及び審理関係人の招集の書面は、申立人に対しては申立人に対する口頭意見陳述実施通知書(別記様式第22号又は別記様式第22号の2)とし、申立人を除く審理関係人に対しては審理関係人に対する口頭意見陳述実施通知書(別記様式第23号)とする。

2 口頭意見陳述を実施しないときは、申立人に対し、口頭意見陳述に関する通知書(別記様式第24号)を送付するものとする。

(補佐人同伴の許可の通知)

第11条 手続規則第13条に規定する補佐人同伴の許可の通知の書面は、補佐人同伴許可(不許可)書(別記様式第25号)とする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第12条 手続規則第14条に規定する証拠書類等の提出すべき期間を定めたときの通知の書面は、反論書提出期限設定通知書又は意見書提出期限設定通知書とする。

(物件の提出の通知等)

第13条 手続規則第15条第1項に規定する物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、物件提出要求申立てに対する回答書(別記様式第26号)とする。

2 手続規則第15条第2項に規定する物件の提出の要求の書面は、物件提出要求書(別記様式第27号又は別記様式第27号の2)とし、物件提出回答書(別記様式第28号)を添付するものとする。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第14条 手続規則第17条に規定する証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知の書面は、証拠書類等提出通知書(別記様式第29号又は別記様式第29号の2)とする。

(参考人の陳述の通知等)

第15条 手続規則第18条第1項に規定する参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、参考人陳述等申立てに対する回答書(別記様式第30号)とする。

2 手続規則第18条第2項に規定する参考人の陳述の要求の書面は参考人陳述依頼書(別記様式第31号又は別記様式第31号の2)とし、鑑定を要求するときの書面は鑑定依頼書(別記様式第32号又は別記様式第32号の2)とし、依頼回答書(別記様式第33号)をそれぞれ添付するものとする。

3 参考人の陳述は、陳述書提出依頼書(別記様式第34号又は別記様式第34号の2)により文書で要求することができる。

(検証の通知等)

第16条 手続規則第19条第1項に規定する検証をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、検証申立てに対する回答書(別記様式第35号)とする。

2 手続規則第19条第2項に規定する検証の実施の通知の書面は、検証実施通知書(別記様式第36号又は別記様式第36号の2)とする。

(質問の通知等)

第17条 手続規則第20条第1項に規定する質問をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、質問申立てに対する回答書(別記様式第37号)とする。

2 手続規則第20条第2項に規定する質問の実施の通知の書面は、質問実施通知書(別記様式第38号又は別記様式第38号の2)とする。

3 質問は、質問回答依頼書(別記様式第39号又は別記様式第39号の2)により文書で回答を求めることができる。

(意見の聴取の通知等)

第18条 手続規則第21条第1項に規定する審理関係人を招集して意見の聴取を実施する通知の書面は、意見聴取期日出席要請書(別記様式第40号又は別記様式第40号の2)とする。

2 手続規則第21条第2項に規定する審理手続の期日等の通知の書面は、審理手続期日等通知書(別記様式第41号又は別記様式第41号の2)とする。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取等)

第19条 手続規則第22条第1項に規定する提出人の意見の聴取の書面は、提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書(別記様式第42号又は別記様式第42号の2)とし、提出書類等の閲覧等に関する回答書(別記様式第43号)を添付するものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第20条 手続規則第23条に規定する手続の併合又は分離の通知の書面は審理手続併合(分離)通知書(別記様式第44号又は別記様式第44号の2)とする。

(審理手続の終結の通知)

第21条 手続規則第24条に規定する審理手続を終結した旨の通知の書面は、審理手続終結通知書(別記様式第45号又は別記様式第45号の2)とする。

(裁決書の様式)

第22条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項に規定する裁決書の様式は、裁決書（別記様式第46号）とする。

（公示の方法）

第23条 手続規則第25条第2項に規定する公示の方法による送達をしたときの通知の書面は公示送達通知書（別記様式第47号）とし、行政不服審査法第51条第3項に規定する公示の書面は、公示送達（別記様式第48号）とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年9月27日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の宮城県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令、被留置者の留置に関する訓令、宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令、少年警察活動規程及び宮城県警察学校規程に規定する様式による書面については、この訓令による改正後のこれらの訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和4年3月29日本部訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日本部訓令第14号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

総代互選命令書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって提出のあった審査請求の審理に必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第11条第2項の規定により、3人以内の総代を 年 月 日までに互選するよう命じる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号の2（第2条関係）

総代互選命令書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって提出のあった審査請求の審理に必要があるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項の規定により、3人以内の総代を  
年 月 日までに互選するよう命じる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第2条関係）

総代選出通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

による 年 月 日付け審査請求については、  
年 月 日付けをもって下記の者が総代に選任されたので、通  
知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第2条関係）

総代解任通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

による 年 月 日付け審査請求について、総代  
に選任されていた下記の者は、 年 月 日付けをもって解任  
されたので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第3条関係）

審査請求参加許可（不許可）書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付で貴殿から提出された による審  
査請求に係る利害関係人としての参加を 許 可 す る。  
下記の理由により不許可とする。

記

理由

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第3条関係）

審査請求参加要求書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

下記の審査請求について、利害関係人である貴殿に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第13条第2項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を要求する。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 4 利害関係人として参加を求める理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号の2（第3条関係）

審査請求参加要求書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

下記の審査請求について、利害関係人である貴殿に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を要求する。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 4 利害関係人として参加を求める理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第3条関係）

審査請求参加通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の者を、 による 年 月 日付け審査請求  
の参加人としたので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第3条関係）

審査請求参加取下げ通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

による 年 月 日付け審査請求に関し、  
年 月 日付け をもって通知した下記の参加人の参加  
が 年 月 日付けをもって取り下げられたので、通知する。  
記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 8 号（第 4 条関係）

補 正 命 令 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により、年 月 日までに補正するよう命じる。

なお、上記期限までに補正されないときは、行政不服審査法第 24 条第 1 項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがある。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第9号（第5条関係）

執行停止に係る意見聴取書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、より、下記のとおり執行停止の申立てがあったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第3項の規定により、これに対する意見書を年 月 日までに提出するよう求める。

なお、期限内に意見書の提出がない場合は、意見がないものとして取り扱う。

記

1 審査請求の件名

2 執行停止申立ての理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第5条関係）

申立てによる執行停止決定書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって執行停止の申立てのあった  
については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25  
条第 項の規定により、下記のとおり決定したので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 1 1 号（第 5 条関係）

職権による執行停止決定書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもってされた に対する審  
査請求に関し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 5 条第 2  
項の規定により、下記のとおり決定したので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 2 号（第 5 条関係）

参加人に対する執行停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもってされた による  
に対する審査請求に関し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8  
号）第 2 5 条第 項の規定により、下記のとおり決定したので、通知する  
。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第13号（第5条関係）

処分庁に対する執行停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の審査請求に係る処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第 項の規定により、下記のとおり決定したので、通知する。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 決定の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第14号（第5条関係）

執行停止申立てに対する決定書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって執行停止の申立てのあった  
については、下記の理由により、その執行を停止しないことし  
たので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号（第5条関係）

執行停止申立てに対する決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、よりされた  
についての執行停止の申立てについては、下記の理由により、その  
執行を停止しないこととしたので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号（第6条関係）

執行停止取消書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付け をもって通知した、  
による に対する審査請求に係る の執行停止に  
ついては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第26条の規定に  
より、下記のとおり取り消したので、通知する。

記

1 取消内容

2 理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号（第6条関係）

執行停止取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付け をもって通知した、  
による に対する審査請求に係る の執行停止に  
ついては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第26条の規定に  
より、下記のとおり取り消したので、通知する。

記

1 取消内容

2 理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号（第7条関係）

審査請求取下通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、下記の審査請求が取り下げられたので、通知する。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 審査請求年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

弁明書提出要求書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで提出された、からの  
が行った に対する審査請求について、行政不服審査法  
（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用す  
る同法第29条第1項の規定により、別添のとおり審査請求書（副本）を  
送付するので、当該審査請求に対する弁明書正副 通を 年 月  
日までに提出されたい。

なお、行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合  
は、弁明書に添付されたい。また、同法第32条第2項の規定により、当  
該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、  
年 月 日までに提出されたい。

行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面及び同法第32条第2項の  
物件は、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条  
第1項の規定に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となる  
ので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁  
の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、  
貴庁の意見と異なる場合がある。

弁明書提出要求書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで提出された、からの  
が行った に対する審査請求について、個人情報の保護  
に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により  
読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条  
第1項の規定により、別添のとおり審査請求書（副本）を送付するので、  
当該審査請求に対する弁明書正副 通を 年 月 日までに提  
出されたい。

なお、行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合  
は、弁明書に添付されたい。また、同法第32条第2項の規定により、当  
該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、  
年 月 日までに提出されたい。

行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面及び同法第32条第2項の  
物件は、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み  
替えて適用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づき、審査請求  
人又は参加人による閲覧等の対象となるので、その提出に当たっては、こ  
れらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付されたい。ただし、閲  
覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴庁の意見と異なる場合がある。

反論書提出期限設定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで貴殿から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、からの弁明書（副本）を別添のとおり送付する。また、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に関する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には年 月 日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、年 月 日までに、それぞれ 部提出されたい。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となるので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴殿の意見と異なる場合がある。

反論書提出期限設定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで貴殿から提出された審査請求について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、からの弁明書（副本）を別添のとおり送付する。また、個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に関する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には 年 月 日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、年 月 日までに、それぞれ 部提出されたい。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となるので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴殿の意見と異なる場合がある。

意見書提出期限設定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付で から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 2 9 条第 5 項の規定により、 から  
の弁明書（副本）を別添のとおり送付する。また、行政不服審査法第 9 条  
第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 0 条第 2 項の規定により  
審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）を提出する場  
合には、 年 月 日までに、同法第 3 2 条第 1 項の規定により  
証拠書類又は証拠物を提出する場合には、 年 月 日までに  
、それぞれ 部提出されたい。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規  
定により読み替えて適用する同法第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、他の審  
査請求人又は参加人による閲覧等の対象となるので、証拠書類又は証拠物  
の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を  
付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴殿の意  
見と異なる場合がある。

意見書提出期限設定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付で から提出された審査請求について、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 9 条第 5 項の規定により、 からの弁明書（副本）を別添のとおり送付する。また、個人情報保護に関する法律第 1 0 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第 3 0 条第 2 項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）を提出する場合には、 年 月 日までに、同法第 3 2 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、 年 月 日までに、それぞれ 部提出されたい。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、個人情報保護に関する法律第 1 0 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となるので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴殿の意見と異なる場合がある。

申立人に対する口頭意見陳述実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、貴殿から申立てのあった、審査請求に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席されたい。

なお、貴殿がこの口頭による意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定により、審理を終結させることがある。

記

1 開催の日時

2 場所

注 口頭による意見陳述の開催にあつては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明証等を持参すること。

申立人に対する口頭意見陳述実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、貴殿から申立てのあった、審査請求に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席されたい。

なお、貴殿がこの口頭による意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定により、審理を終結させることがある。

記

1 開催の日時

2 場所

注 口頭による意見陳述の開催にあつては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明証等を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第23号（第10条関係）

審理関係人に対する口頭意見陳述実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

から 年 月 日付けをもって申立てのあった、  
審査請求に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施するこ  
ととしたので、出席されたい。

記

1 開催の日時

2 場所

注 口頭による意見陳述の開催にあつては、出席者の本人確認  
を行いますので、身分証明証等を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24号（第10条関係）

口頭意見陳述に関する通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、貴殿から申立てのあった、審査請求に係る口頭による意見陳述については、下記の理由により、実施しないこととしたので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号（第11条関係）

補佐人同伴許可（不許可）書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで貴殿から提出された審査請求に係る口頭  
による意見陳述について、補佐人 の出頭を<sup>許</sup><sub>可</sub> 下記の理由により不  
す る。  
許可とする。

記

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式26号(第13条関係)

物件提出要求申立てに対する回答書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日をもって貴殿から申立てのあった、

についての審査請求に係る物件提出要求については、  
実 施  
下記の理由により

す る こととしたので、通知する。  
実施しない

記

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

物件提出要求書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により、下記のとおり物件の提出を要求する。

については、同封の物件提出依頼回答書に、必要事項を記載し、  
年 月 日までに送付されたい。また、物件提出の際は、送付書を添付願いたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 提出を求める物件の名称及び数量
- 4 提出を求める物件の提出期限
- 5 提出を求める物件の提出先

注 提出された物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返

還する。また、提出された物件は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定に基づき、本件審査請求の審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となり、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付すことができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

物 件 提 出 要 求 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により、下記のとおり物件の提出を要求する。

については、同封の物件提出依頼回答書に、必要事項を記載し、年 月 日までに送付されたい。また、物件提出の際は、送付書を添付願いたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 提出を求める物件の名称及び数量
- 4 提出を求める物件の提出期限
- 5 提出を求める物件の提出先

注 提出された物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返還する。また、提出された物件は、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づき、本件審査請求の審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となり、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付すことができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第28号（第13条関係）

物件提出依頼回答書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで提出を求められた、 の審査  
請求の審理のための物件を提出することについては、下記のとおり回答す  
る。

記

承諾する。

拒否する。

注 一方を抹消すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

証拠書類等提出通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、  
から、行政不服審査法（平成26年法律第68号）  
の規定により、下記の  
とおり が提出されたので、通知する。  
記

別記様式第29号の2（第14条関係）

証拠書類等提出通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、  
から、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第  
106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成2  
6年法律第68号）第33条の規定により、下記のとおり が提  
出されたので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考人陳述等申立てに対する回答書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日をもって貴殿から申立てのあった、

についての審査請求に係る 要求については、<sup>実 施</sup>下記の理由によ  
す る こととしたので、通知する。  
り実施しない

記

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 3 1 号 (第 1 5 条関係)

参考人陳述依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 4 条の規定により、下記のとおり参考人としてその知っている事実について陳述を求める。

については、同封の依頼回答書に、必要事項を記載し、 年 月 日までに送付されたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 陳述を求める主な内容
- 4 陳述を聴取する日時及び場所
- 5 陳述を聴取する者の氏名等
- 6 出頭に要する経費の支給

[本件連絡先]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第31号の2（第15条関係）

参考人陳述依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により、下記のとおり参考人としてその知っている事実について陳述を求める。については、同封の依頼回答書に、必要事項を記載し、 年 月 日までに送付されたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 陳述を求める主な内容
- 4 陳述を聴取する日時及び場所
- 5 陳述を聴取する者の氏名等
- 6 出頭に要する経費の支給

[本件連絡先]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第32号（第15条関係）

鑑 定 依 頼 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条の規定により、下記のとおり鑑定を依頼する。

ついては、同封の依頼回答書に、必要事項を記載し、年 月 日までに送付されたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 鑑定を求める主な内容
- 4 鑑定結果の報告方法
- 5 鑑定に要する経費の支給

[本件連絡先]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第32号の2（第15条関係）

鑑 定 依 頼 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要があるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により、下記のとおり鑑定を依頼する。

については、同封の依頼回答書に、必要事項を記載し、 年 月 日までに送付されたい。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 鑑定を求める主な内容
- 4 鑑定結果の報告方法
- 5 鑑定に要する経費の支給

[本件連絡先]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 3 3 号（第 1 5 条関係）

依 頼 回 答 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けをもって依頼のあった、 の審  
査請求の審理のための については、下記のとおり回答する。

記

承諾する。

次の条件をつけて承諾する。

条件

拒否する。

注 該当事項を残して後は抹消すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第34号（第15条関係）

陳述書提出依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条の規定により、下記のとおり参考人として知っている事実について、文書での回答を 月 月 日までに求める。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第34号の2（第15条関係）

陳述書提出依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により、下記のとおり参考人として知っている事実について、文書での回答を 月 月 日までに求める。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式 35号 (第16条関係)

検証申立てに対する回答書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日をもって貴殿から申立てのあった、

分についての審査請求に係る検証については、実 施 す  
下記の理由により実施しな  
ることとしたので、通知する。  
い

記

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

検証実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

貴殿から 年 月 日付けで申立てのあった審査請求に係る  
検証については、下記によって実施することとしたので通知する。

また、貴殿は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3  
項の規定により読み替えて適用する同法第35条第2項の規定により、下  
記検証に立ち会うことができることを併せて通知する。

記

検証を実施する日時及び場所

別記様式第36号の2（第16条関係）

検証実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

貴殿から 年 月 日付けで申立てのあった審査請求に係る  
検証については、下記によって実施することとしたので通知する。

また、貴殿は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平  
成26年法律第68号）第35条第2項の規定により、下記検証に立ち会  
うことができることを併せて通知する。

記

検証を実施する日時及び場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式 37号 (第17条関係)

質問申立てに対する回答書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日をもって貴殿から申立てのあった、

についての審査請求に係る に対する質問検証については、

実  
下

施 す る こととしたので、通知する。  
記の理由により実施しない

記

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

質問実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条の規定により、下記のとおり質問を実施するので、出席されたい。

記

- 1 実施日時及び場所
- 2 質問事項
- 3 陳述を聴取する者の氏名等

質問実施通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条の規定により、下記のとおり質問を実施するので、出席されたい。

記

- 1 実施日時及び場所
- 2 質問事項
- 3 陳述を聴取する者の氏名等

質問回答依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条の規定により、下記の質問事項について、文書での回答を 月 月 日までに求める。

記

別記様式第39号の2（第17条関係）

質問回答依頼書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求の審理のため必要があるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条の規定により、下記の質問事項について、文書での回答を 月 月 日までに求める。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

意見聴取期日出席要請書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第37条第1項の規定により、審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席を要請する。

記

1 開催日時

2 場所

意見聴取期日出席要請書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第1項の規定により、審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席を要請する。

記

1 開催日時

2 場所

別記様式第41号（第18条関係）

審理手続期日等通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第37条第3項の規定により、 について下記のとおり決定したので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第41号の2（第18条関係）

審理手続期日等通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が行った に対する審査請求に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第3項の規定により、 について下記のとおり決定したので、通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

についての審査請求に関して、 から、提出書類等  
について、下記のとおり の請求を受けたことから、個人情報の  
保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定に  
より読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3  
8条第2項の規定により、 を行うことについての意見を聴取す  
るので、同封の回答書に、必要事項を記載し、 年 月 日までに送  
付されたい。

なお、当委員会の判断が、意見と異なる場合がある。

記

別記様式第43号（第19条関係）

提出書類等の閲覧等に関する回答書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けの提出書類等の閲覧等に関する意見聴取に  
関し下記のとおり回答する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審理手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、することとしたので、通知する。

記

- 1 審理手続を する審査請求
  - (1) 審査請求の件名
  - (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
  - (3) 審査請求年月日

審理手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の審査請求に係る審理手続は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により、することとしたので、通知する。

記

- 1 審理手続を する審査請求
  - (1) 審査請求の件名
  - (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
  - (3) 審査請求年月日

審理手続終結通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が 年 月 日付けで提出した、が行った  
に対する審査請求について、審理が終結したので、行  
政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み  
替えて適用する同法第41条第3項の規定により通知する。

記

- 1 終結理由
- 2 今後の予定

審理手続終結通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

が 年 月 日付けで提出した、 が行った  
に対する審査請求について、審理が終結したので、個人情報  
の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規  
定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）  
第41条第3項の規定により通知する。

記

- 1 終結理由
- 2 今後の予定

別記様式第46号（第22条関係）

第 号

裁 決 書

住所  
氏名

年 月 日付けで申立てのあった審査請求について、次のとおり  
り裁決する。

主 文

事 案 の 概 要

審理関係人の主張の要旨

理 由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

公 示 送 達 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

審査請求人 が 年 月 日付けで提出した、  
が行った に対する審査請求について、 年  
月 日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できず  
、公示送達を行ったので通知する。

記

1 公示送達年月日

2 公示内容

審査請求人が 年 月 日付けで提出した、 が行っ  
た に対する審査請求について、 年 月  
日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。  
よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁において保管し、いつでもこれ  
を交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。

公 示 送 達

第 号  
年 月 日

宮城県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示する。

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 審査請求書記載の住所又は居所

(2) 審査請求人

2 公示事項

審査請求人が 年 月 日付けで提出した、 が行った に対する審査請求について、 年 月 日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。